

# 目黒区分別収集計画

(第7期：平成26～30年度)

平成25年6月

目 黒 区

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第 8条第2項第4号）	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定 方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5

## 1 計画策定の意義

目黒区は「快適で誇りのもてる循環型のまちめぐろ」を目指し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を基本に、ごみの減量やリサイクルの施策を着実に進めてきた。

特に、平成20年度から全ての集積所においてプラスチック製容器包装及びペットボトルを回収し、プラスチックのリサイクルを区内全域で開始した。また、平成23年度には、区内における古紙の集団回収への一元化を完了させ、古紙回収の効率化と区民との協働による回収を実現した。

しかし、依然として、ごみの中に含まれる資源の量も多く見られることから、家庭ごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を対象に、ごみの発生抑制や資源の有効活用を更に推進していくことが必要である。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法、以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中の容器包装廃棄物を分別収集し、資源リサイクルを推進する目的から、区民・区・事業者の役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、ごみの減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、環境への負荷をできる限り軽減した循環型社会の実現を目指すものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

「ともにつくる みどり豊かな 人間のまち」の実現をめざす目黒区の基本構想のもと、「目黒区一般廃棄物処理基本計画～快適で誇りのもてる循環型のまちめぐろ～」と整合をとりながら本計画を実施する。

事業者、区民及び区は、環境問題への認識を深め、生活様式や事業活動のあり方を見直し、社会経済システムを循環的な仕組みに変えることを目指して、それぞれの責任と役割を果たし相互の連携を図りながら施策を推進する。

生産・消費・廃棄の各段階で、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の優先順位に従い、容器包装廃棄物の削減と再資源化を推進する。

環境への負荷削減効果、再商品化技術の進展と再生製品への需要、収集運搬及び処理のコスト等を総合的に考慮して、容器包装廃棄物の分別収集を推進する。

国内における容器包装リサイクルの円滑かつ効率的な実施を確保するため、原則として、目黒区内で回収した使用済みのペットボトルやプラスチック製容器包装等は、財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）に引き渡す。

一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的な手法として環境省から示された「一般廃棄物会計基準」や、東京二十三区が実施する「廃棄物処理原価算定」を利用して、容器包装廃棄物の分別収集を含む事業全体の効率化を推進する。

この分別収集計画に示される資源回収量などの情報や、排出の抑制を促進するための方策などを公表し、区民や事業者と一体となって循環型社会の形成に取り組む。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成26年4月から平成31年3月までの5年間とし、3年ごとに改定する。

### 4 対象品目

本計画の対象となる容器包装廃棄物は、次のとおりとする。

- アルミ製容器
- スチール製容器
- ガラス製容器（無色）
- ガラス製容器（茶色）
- ガラス製容器（その他の色）
- 飲料用紙製容器（紙パック）
- 段ボール製容器
- ペットボトル
- プラスチック製容器包装

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

計画期間における目黒区での容器包装廃棄物の排出量見込みは、次のとおりである。

（単位：t/年）

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物の合計	18,900	18,860	18,715	18,610	18,475

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、次の施策を実施する。

#### (1) PR・啓発の展開と環境学習の推進

各広報媒体を積極的に活用し、区民・事業者に対して情報提供を充実させ、意識の向上や日常での実践を促進していく。

区内への転入者をはじめ、区民に対し効果的なPRにより分別方法の周知徹底を図っていく。

機を捉え、売り手（大規模小売店舗や商店会等）と買い手（消費者）双方の環境意識の向上を図り、容器包装廃棄物の減量を推進していく。

次世代を担う子どもたちに対し、様々なツールを使用した出前講座を行うなど環境型社会の実現に向けた環境学習を展開していく。

地域の活動拠点、情報発信拠点としてのエコプラザを活用した講座・講習会の充実を図っていく。

(2) ごみを作り出さない活動の推進

消費するとごみになるものを暮らしに取り込む身近な行為である「買い物」に着目した目黒区独自の「めぐろ買い物ルール」を推進していく。

区民の再使用の活動を支援するとともに、再生品の購入促進を推進していく。

(3) 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみ有料化について、関連情報を収集し区民に提供していく。また、他区との連携を強化し共通認識を深めていく。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別の区分を次のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてアルミ製の容器 主としてスチール製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外の プラスチック製容器包装

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）**

計画期間における分別区分ごとの回収量見込みは次のとおりである。

(単位：t / 年)

容器包装の種類		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
主としてアルミ製の容器		417	419	418	418	418
主としてスチール製の容器		445	436	425	414	404
無色のガラス製容器( )	合計量	1,159	1,180	1,194	1,210	1,226
	(引渡し量)	0	0	0	0	0
	(独自処理量)	1,159	1,180	1,194	1,210	1,226
茶色のガラス製容器( )	合計量	526	532	534	537	540
	(引渡し量)	526	532	534	537	540
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
その他の色のガラス製容器( )	合計量	1,185	1,213	1,234	1,257	1,279
	(引渡し量)	1,185	1,213	1,234	1,257	1,279
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		10	10	10	10	10
主として段ボール製の容器		3,885	3,876	3,844	3,820	3,794
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの( )	合計量	1,164	1,224	1,277	1,332	1,386
	(引渡し量)	1,164	1,224	1,277	1,332	1,386
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの( )	合計量	1,706	1,645	1,575	1,508	1,440
	(引渡し量)	1,706	1,645	1,575	1,508	1,440
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
回収見込み量の合計		10,497	10,535	10,511	10,506	10,497

注： 印は特定分別基準適合物。引渡し量は指定法人への引渡し見込み量、独自処理量は区が独自に契約する再資源化事業者への引渡し見込み量を示す。

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

分別基準適合物ごとの過去数年間の収集実績、ごみの中の含有量、将来人口推計及び区民の分別への協力率等踏まえ算定した。

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、地域住民による資源回収活動を支援しながら、区が主体となって現行の

体制を活用して実施する。併せて、容器包装を利用又は製造する事業者等の自主回収を促していく。

分別区分ごとの収集・運搬段階及び選別・保管段階での実施者は次のとおりである。

分別収集する 容器包装の種類	収集に係る 分別区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
アルミ製容器 スチール製容器	缶	・委託業者による分別回収	民間業者の施設で選別保管を委託
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん	・委託業者による分別回収	区のストックヤード等で選別した後、民間業者の施設で保管を委託
飲料用紙製容器	紙パック	・委託業者による公共施設等からの拠点回収 ・地域団体等による集積所等を活用した集団回収	民間業者
段ボール製容器	段ボール	・地域団体等による集積所等を活用した集団回収 ・委託業者による定期的な分別回収	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	・委託業者による分別回収 ・委託業者による小売店店頭からの拠点回収	民間業者の施設で選別保管を委託
ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	・委託業者による分別回収	民間業者の施設で選別保管を委託

#### 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

びんについては、目黒区のストックヤード等で選別・減容した後、区が委託する民間業者の施設において保管を行う。

缶、ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装については、区が委託する民間業者の施設において選別・保管を行う。

紙パック及び段ボールについては、民間業者の施設において選別等を行う。